1990年4月

こぞって参加を!

日本壽世場学会総会90

会場・大阪大学人間科学部

新大阪→千里中央駅から近鉄バスまたはタクシーで阪大本部前 阪急山田駅または北千里駅から徒歩30分 阪急茨木市駅またはJR茨木駅から近鉄バスで阪大本部前下車

1st/5月19日(土)

2:00 受付開始 2:30~ 開会、主催者あいさつ 3:00~ 記念講演とディスカッション

金時鐘×土方鉄×日雇全協 「差別と日本社会 寄せ場からの視点

6:00~ 前年度活動報告

新年度活動方針など(17:00終7予定)

18:00~ 交流会(場所は釜ヶ崎を予定)

2nd/5月20日(日)

9:00開場~研究発表

> 富山一良 「関西における沖縄出身出稼ぎ労働者の世界」 松沢哲成「対外侵略と寄せ場・日雇労働者」

12:00**閉会**(引き続き拡大運営委員会を予定)

※駐車施設がありませんので、自家用車での来場はご遠慮ください。

※5月19日の宿泊は釜ヶ崎内の施設を予定しています。希望者は西日本事務局 (大阪港区八幡屋1-12-17-201 TEL06-576-0827和田) へ申し込んでください。

八九年度秋季シンポジウム

「寄せ場の変容と歴史」の報告

西日本支部事務局

訴訟を起こした旨を述べました。

考えます。 は少数なりに、密度の濃い討論が行なわれたとは少数なりに、密度の濃い討論が行なわれたといとどまりました。深く反省します。ただ少数事務局の連絡の不手際で、参加者は二十二人

です。

です。

・ 一括して質疑応答と討論が進められました。パー括して質疑応答と討論が進められました。パよる現状報告・研究発表が行なわれ、その後による現状報告・研究発表が行なわれ、その後に行でシンポが始まりました。五人のパネラーに行を当かれている。

田解放塾)

る暴行事件とその後」 「寄せ場の闘いの現場から①──西成署によ

・山田実さん(釜ヶ崎日雇労働組合)

変貌と現状 | 「寄せ場」の闘いの現場から②――釜ヶ崎の

ジアンフレンズ)・小柳伸顕さん(釜ヶ崎キリスト教協友会、ア

「寄せ場と出稼ぎ労働者」

「文献・資料で見る釜ヶ崎」平川茂さん(釜ヶ崎資料センター)

釜ヶ崎資料センター)松繁逸夫さん(釜ヶ崎差別と闘う連絡会議、

「〈労務者〉概念と差別の起源」

西岡さんの報告は、昨年四月二十八日、釜ヶ西の署に同行し、署内で三十歳ごろの警官にま西成署に同行し、署内で三十歳ごろの警官にまできた二十名前後の警らに取り囲まれ、そのままでを受けたという事件についてです。

ば西岡さんは釜ヶ崎労働者と「間違われた」わ慇懃な態度に変わったということ。端的にいえ西成署が西岡さんの「身分」を知ったとたんに新聞にも報道されたこの事件の最大の問題は、

会的取り組みの契機とするため、民事・刑事のてもかまわないという西成署の態度(と実態)を如実に示した事件です。

報告で西岡さんは、事件当日の模様を詳述した。

ないまれないという西成署の態度(と実態)

次に山田さんが、釜日労委員長として見てき たこの間の釜ヶ崎の変貌を、労働事情と生活の るという事件が起き、これと絡めて近畿圏での 外国人労働者の就労状況についてもふれました。 また賃金など労働者が宝塚の現場で労災死す また賃金など労働条件の面で、釜ヶ崎労働者 とその他の寄せ場(山谷を除く)労働者、ある とその他の寄せ場(山谷を除く)労働者、ある されました。 ない状況であることを報告。最後に、西岡さん の事件に関して、寄せ場差別の根底には能力主 の事件に関して、寄せ場差別の根底には能力主 の事件に関して、寄せ場差別の根底には能力主

まず、この問題を表切こ仅り上げたりは寄せととして次の三点をあげました。出稼ぎ労働者の問題で、日頃から考えているこ三番めに報告した小柳さんは、アジアからの

人労働者と関わるなかで具体的に問題を解決す場の小さな労働組合であり、それも現実の外国まず、この問題を最初に取り上げたのは寄せ

た人たちと寄せ場との共闘の芽が生まれている「労働力」として管理する方向で外登法が改悪「労働力」として管理する方向で外登法が改悪も「労働力」としているが、寄せ場労働者に対しても「労働力」として管理する方向で外登法が改悪

持っているということ。「皇民化」「労務管理」の戦時中の「蓄積」をではなく、資本の側は朝鮮人労働者に対するではなく、資本の側は朝鮮人労働者に対する。

الحار ،

っていくのかが問われていると提起しました。いて私たちはどのような理論と方法で立ち向かい物さんは報告の結びで、こうした現状にお

資料センター)が担当しています。で、戦前分については本間啓一郎さん(釜ヶ崎行物、論文・報告、新聞記事などから成るもの百三十四点の一般図書、雑誌、政府・行政等刊した。このリストは戦前五百八十二点、戦後三ストの調査と分類についての報告が行なわれまストの調査と分類についての報告が行なわれまストの調査と分類についての報告が行なわれまストの調査と分類についます。

平川さんはリスト作成の際、「釜ヶ崎への視点の変化を明らかにすることを課題とした」として、そのために主に釜ヶ崎外の文献に限定したこと、また社会の動きや釜ヶ崎の諸運動、学にと、また社会の動きや金ヶ崎の諸運動、学

そして時期区分を、①大正期(とくに第一次

特徴を論述しました。

「一九四五~六○年)④戦後Ⅱ(六一~六八年)⑤戦後Ⅲ(六九~八二年)⑥現在(八三年年)⑤戦後Ⅲ(六九~八二年)⑥現在(八三年年)(一九四五~六〇年)④戦後Ⅱ(六一~六八大戦後)②昭和期(とくに日中戦争後)③戦後

いかと論述しました。

(労働者)と分けて使われることの意味を、文献的に言葉の起源から追究し、結論として、そ献的に言葉の起源から追究し、結論として、そばの発表者の松繁さんは、(労務者)が

した。

この発表は、たんに(労務者)が差別表現か
にの発表は、たんに(労務者)が差別表現が
における
を持つと思われますが、時間の関係もあって、
を持つと思われますが、時間の関係もあって、
を持つと思われますが、時間の関係もあって、
を持つと思われますが、
の展現は討論
における

いて活発に意見が交わされました。 概念、さらにそれと時代状況との関連などにつた。まず(労務者)さらに(浮浪者)の表現とり上で報告・発表は終了し、討論に移りまし

として「法の保護のらち外に置かれた」というで表現し、それ以外を〈勤労者〉に当たるものと〈勤労者〉に相当する表現の使い分けがあると〈勤労者〉に相当する表現の使い分けがあることを指摘。続けて、〈浮浪者〉または〈サラリーマン〉とする現代状況に及び、池田浩士さん(京都大)は、ドイツ語においても〈労働者〉または〈サラーを表現し、それ以外を〈勤労者〉に置かれた」という。

意味の「フォーゲルフライ」というドイツ語があること、これは分節して直訳すると「鳥のよっに自由な」という意味であることを述べ、こにはかつての山窩(さんか)や海人(あま)、こにはかつての山窩(さんか)や海人(あま)、これは分節して直訳すると「鳥のよっにもした。

ました。

覚的な嫌悪があるのでは、という意見が出されしての日雇労働者に対する「定着する民」の感しての日雇労働者に対する「定着する民」の感このほか山田さんから、一昨年に南津守で起

覧ください。 日中に発行する予定です。詳しくはそちらをご なお報告と発言を再録したパンフレットを近

稿

姜奉文氏裁判に際し、在日韓国人として

山本一成と李士成

等の立場として見なすべきである」と願う「人権」 住み生きてゆくひとびと、ひとりひとり総てが「同 つまり「人間の尊厳」を守るため提訴した裁判であ のものではなく、現在し、そしてこれからも日本に 祉事務所長に対し、いわゆる居宅保護を求めるだけ ンムン)さんの大阪地裁に提訴した裁判は、西成福 生活保護(居宅保護)を求める姜奉文(カン・ボ

わされ、生きてこられたのである。 奴隷的で苛酷な労働を強いられるという

主唆を味あ 軍航空隊の飛行場建設の強制労働に従事させられ、 民地支配末期の一九四三年八月、強制連行により日 本に連れてこられ、皇国臣民として北海道網走郡海 日、朝鮮全維南道の酒道家の長男として出生し、植 日韓国人一世である姜さんは、一九二二年四月二八 協定水住(一九六六年一月一六日施行実施)の在

ヶ崎のドヤに居住しながら約二七年間日雇をタツキ 友人、京都の友人を訪ね転々とした時期を経て、釜 業下請を自営するが約一〇年で廃業し、以来大阪の 年部の専従として約七年間活動した。その後、建設 命により強制解散、在日朝鮮人総連合会となる)青 東京へ移って在日朝鮮人連盟本部(マッカーサーの 日朝鮮人連盟一青年部の活動に従事し、引き続き、 敗戦後は、北海道にて在日朝鮮人援護局(後の在

> 月二一日頃、姜さん本人の了解のないまま家王が勝 月一八日、気管支炎が原因で山本病院へ入院中、同 う告げたのである。 手に本人の荷物を放り出し、突然、別の所へ移るよ 保護)を受けて生活を営んでいたが、一九八九年二 区「はまゆう荘」(アパート)にて生活保護(居宅 宗正氏の尽力により、一九八七年六月一日より西成 り返しているなかで、釜ヶ崎「出会いの家」の渡辺 ところまで同化してしまったひとのひとりである。 住し、同化政策の期待に応えて、もう引き返せない のなか、実質的に日本の社会に深く根をおろして居 として建設労働に従事されてきた。民族差別・排外 六〇歳頃から体調を悪くし、病院への入退院を繰

提で、担当者は居宅保護(生活保護)を約束したの 者がおり、そのため退院後は別のアパートに住む前 時「はまゆう壮」の姜さんの部屋には既に別の入居 成福祉事務所担当者前田某との交渉のなかで、その 荷物を出しただけであり、こちらは了解していない。 住民票もまだそこにある」と告げた。同年四月、西 姜さんは西成福祉事務所に対し、「家王が勝手に

主に一万円手付金を支払い、西成福祉事務所を訪れ 言われたので自主的に退院し、アパートを探し、家 姜さんは五月九日、山本病院で「退院が近い」と

> り退院すれば居宅保護を受けられると約束したのだ から、と想っていた。 吉区あびこ病院へ再入院。姜さんは、病院の指示通 と、再入院をするよう指示された。五月一〇日、住 病院側の指示により退院後は居宅保護を行うから」 たところ、「病院の許可のない自主的退院ではダメ、

方なく自彊館へ入所したのである。 よりはと考え、姜さんは処分を不服としながらも仕 日、収容保護を決定された。路頭に迷い、野宿する 由にならない暴言で、要を得ないまま同年六月二一 担当者は「アルコールを飲むから」等とまったく理 ように言われた。約束が異なる理由を問うたところ、 当者(坂東某)から、施設収容である自彊館へ入る ところが退院間際になって、西成福祉事務所の担

受理されなかったのである。 行ったが、「外国人には請求権がない」との理由で して六月下旬、大阪府知事宛に行政不服審査請求を 姜さんは西戍福祉事務所の施設収容処分を不服と

保護を約束しているのであるから、当然、福祉事務 あたらないことは明白で、違法処分であり偏向決定 所側の負けの論理としか判断できない。この例外に 入院前は居宅保護を受けており、また退院後の居宅 的を達しがたいとき」としている。姜さんの場合 きないとき」「これ(居宅保護)によって保護の目 保護は例外としており、「居宅保護によることがで 生活保護法三〇条は居宅保護を原則にあげ、収容

のみならず日本に居住または現存する外国人にも適 の原則を採り、この法律(生活保護法)は日本国民 旧生活保護法(一九四六年施行)では内外人平等

った。

いる。 関する不服甲し立てをすることもできないとされて 利はなく、 恩恵として準用されるにすぎず、保護に 利はなく、 恩恵として準用されるにすぎず、保護に 利するとなっていたものを、 現行法 (一九五〇年施 用するとなっていたものを、 現行法 (一九五〇年施

しかし、ひろく外国人の人権についていうなら、 日本国憲法が規定する人権は内外人も基本的に区別 されるものではなく、何らかの著しい合理的理由が ない限り、平等性において同様の人権規定の適用が あることは当然の理である。日本国憲法二五条、同 一四条の外国人に対する適用については、これを否 定ないし制限する合理的理由は何ひとつ存しない。 従って、生活保護法は本来、外国人にも適用される べきであると考えるのが妥当である。

めることには当然の理がある。
三〇条に違反するものであり、処分の取り消しを求処分は、日本国意法一四条、同二五条、生活保護法処分は、日本国意法一四条、同二五条、生活保護法ののからして国民に限る事由はない。従って姜さんへのからして国民に限る事由はない。従って姜さんへのからしては当然の理がある。

> の生き方に自らが方向づけようとしているように見 感を味わったのだろう。このことによって自己抑制 えてならない。 に怒りといきどおりを持ちながらも、敗北感・屈辱 政法によって正当化し、機能を果たそうとすること 神的心理的なインパクトにもつながっているのであ ことで、姜さんの言葉の端々にそう感じるのだ。精 る。学校や日常生活のなかで体験してきた差別を行 きている。生活保護法の適用の対象にならなかった 制し、生きてゆくうえで少なからぬハンディを押し なかを生きてきた住民で、今も苦汁を飲まされて生 の扱いを受け、屈辱を受け、戦後も民族差別排外の にして姜さんは強制連行・強制労働と非人間的支配 つけていることとの関連性、一貫性が内包している。 づけ、一六才になると犯罪者まがいの指紋押捺を強 という「犬の鱈札」のようなものの常時携帯を義務 受けねばならないのか。姜さんの問題には、外登証 的地位の安定もなく、日本人と違う法の規制を何故 っても「借り方」では決してないのである。しかも 五〇年近く日本国の水を飲んで生きている者が、法 日本帝国主義のアジア侵略戦争の真只中、一八才 姜さんは強制連行という日本への「貸し方」であ

な仕組み・枠組みとして見極めるなら、生存権への助度は、ひとつの全体化された個人の市民的社会的の対現実である。人間が生きてゆくとき、差別排外に打ちひしがれて、最も不可欠な人権、つまり自己に打ちひしがれて、最も不可欠な人権、つまり自己に打ちひしがれて、最も不可欠な人権、つまり自己に打ちひしがれて、最も不可欠な人権、つまり自己を対象を強力として、ひとびとの行動・表現・人格に強い影響を及ぼし、このような萎縮効果は内面化される強制力として、

この点からも、原則的にいうなら法律より優先す抑圧的効果をねらったものだと把握する。

る憲法上の適合性が実現されるのが当然だろう。

従ってこの裁判に思いをはせ、問うとき、在日南 北韓国人約六八万人(在日外国人の約九八%)、そ して台湾人、中国人といった、多くは植民地支配の 結果、好むと好まざるとに関係なく居住を余儀なく されている、そのような歴史的経緯の持ち主と共に、 いわゆる外国人、そしてこれからも増え続けるであ ろう日本の地を自国として、また人間の平等を希求 するものとして日本に居住するひとびと、その総体 の問題であり、日本国のエゴに対する民主主義のた めの告発が争点であるとも考えうる。

これから歴史を創るものとして私は「共存の歴史」にれから歴史を創るものとして利える歴史は日本ではようやく半世紀になるが、まだ活字や言葉で表現されているようにしか私には思われてこないのだ。現されているようにしか私には思われてこないのだ。現されているようにしか私には思われてこないのだ。現されているようにしか私には思われてこないのだ。例力としてしか見ていない。これはまた、韓国その歴史」にれから歴史を創るものとして私は「共存の歴史」これから歴史を創るものとして私は「共存の歴史」

今世紀は地球規模で、社会主義国家・資本主義国家の体制を問わず、人間の顔を目指して、つまり自家の体制を問わず、人間の顔を目指して、つまり自宙と平等と民主主義を目指し、改革されつつある。由と平等と民主主義を目指し、改革されつつある。

日本に居住する総ての人間は何ら変わることなく

自分たちの生き方を規定する問題であるのではないの意識にかかっているとも言える。南北韓国と日本の思考・視点が、排外差別の意識を助長させ、多くの田本人の中に残存している。それはアジア侵略の匹央、そして植民地支配の歴史の事実を隠放し、正歴史、そして植民地支配の歴史の事実を隠放し、正歴史、そして植民地支配の歴史の事実を隠放し、正歴史、そして植民地支配の歴史の事実を隠放し、正世としていかに生きるかの問題は、日本人にとって、在日としていかに生きるかの問題は、日本人にとってもとしていかに生きるかの問題は、日本人にとってもとしていかに生きるかの問題は、日本人にとってもとしていかに生きるかの問題は、日本人にとっても関係を見ない。

南北韓国人の法的地位の問題は、あの戦争が何であったのか、アジアへの植民地支配が何であったのか、日本帝国主義の残した戦後責任の補償はどうなのか、日本帝国主義の残した戦後責任の補償はどうなのか、日本帝国主義の残した戦後責任の補償はどうなのか、日本帝国主義の残した戦後責任の補償はどうなのか、日本帝国主義の残した戦後責任の補償はどうないだろうか。一九八九年三月三〇日、竹下首相はないだろうか。一九八九年三月三〇日、竹下首相はないだろうか。一九八九年三月三〇日、竹下首相はないだろうか。一九八九年三月三〇日、竹下首相はないだろうか。一九八九年三月三〇日、竹下首相はないだろうか。一九八九年三月三〇日、竹下首相はないだろうか。一九八九年三月三〇日、竹下首相はないだろうか。一九八九年三月三〇日、竹下首相はないだろうか。一九八九年三月三〇日、竹下首相はないだろうか。

「九八七年二月七日に、地方選挙をはじめとするすすでに一九七六年から、また民団近畿地区大会でもて一九八九年一一月一七日に提訴しており、民団はは果たしているのに」と池田市のアラン・ビックスは果たしているのに」と池田市のアラン・ビックスは異大しているのに」と池田市のアラン・ビックスは異体がないのか。国民の義務

政府への要求案を決議している。べての待遇(社会保障)の日本人並みを求める日本

外国人は国民ではないだろうが住民である、とい外国人は国民ではなく生活の実態であり、「国家の構成員」ではなく「社会の構成員」と考えるべきである。一九八五年一二月四、五日、尼崎での外登証不る。一九八五年一二月四、五日、尼崎での外登証不あ。一九八五年一二月四、五日、尼崎での外登証不あり、指紋押捺担否裁判で天皇大赦を免れたロン蔭好り、指紋押捺担否裁判で天皇大赦を免れたロン蔭好り、指紋押捺担否裁判で天皇大赦を免れたロン蔭好り、指紋押捺担否裁判で天皇大赦を免れたロン蔭好り、指紋押捺担否裁判で天皇大赦を免れたロン蔭好り、指紋押捺担否裁判で天皇大赦を免れたロン蔭好り、指紋押捺担否裁判で天皇大赦を免れたロン蔭好事で「一人を見」と表している。

一九七〇年代は在日南北韓国人教育に少なからぬの言葉をかえせ)という要求・本名を呼び・名の西成長橋小学校でおこった「ウリマル」(わたしたのの言葉をかえせ)という要求・本名を呼び・名の志での言葉をかえせ)という要求・本名を呼び・名の志でがいる。

南中である。 南中では、 南中である。 南中では、 中では、 本では、

天皇の名によるアジア侵略の歴史に反省もなく、戦後も経済的社会的差別・抑圧・同化は依然として戦後も経済的社会的差別・抑圧・同化は依然としてであるが、この暴挙に対する怒りは、今一一人のひであるが、この暴挙に対する怒りは、今一一人のひであるが、この暴挙に対する怒りは、今一一人のひであるが、この暴挙に対する怒りは、今一人のひとたちの「大赦拒否、国家賠償裁判」として始まっている。

このように私の心のなかは恨(ミンジョン・ハン)ことを、残念ながら確信をもって認識せざるをえうことを、残念ながら確信をもって認識せざるをえらことを、残念ながら確信をもって認識せざるをえらことを、残念ながら確信をもって認識せざるをえらい。

一九四七年五月三日施行の日本国意法は、基本的人権の尊重を大きな特色としている。さらに人権とは「人間の権利」であるとすれば、外国人には権利がなくとも当たり前とするとするような理屈が果たして通るのかということを、深く検討されるべきである。多くの憲法学者が指摘するまでもなく、外国人の人権が社会保障を含めて憲法によって保障されるべき論理であり、国際人権規約等を批准している。状態であるにもかかわらず、まったく想像を絶する状態であるにもかかわらず、まったく想像を絶する状態であるにもかかわらず、まったく想像を絶する。

権)を問わず、人権はすべての人間の尊敬を守るこ九六六年一月一七日の韓日法的地位協定(協定永住つ、何よりも日本の歴史的責任に立脚するなら、一の原則を取り入れた日本の国際的立場に符合し、から原則を取り入れた日本の国際的立場に符合し、から原則を取り入れた日本の国際的立場に符合し、から原則を取り入れた日本の国際的立場に対している。日本国に定住する外国人は内外人平等されている。日本国に定住する外国の基本を持ちます。

こである。

和であるだけでなく、自らの文化を尊重して生きる権利が保障されなければならないのも当然であろう。 社会保障上の権利を受けられないのも当然であろう。 社会保障上の権利を受けられないのも当然であろう。 主主義の原則にも反するのではないだろうか。在日 主主義の原則にも反するのではないだろうか。在日 主主義の原則にも反するのではないだろうか。在日 主国際人権規約ならびに難民条約によっていることは、 国際人権規約ならびに難民条約によっていることは、 日本政府が植民地出身者の存在をいかにないがしろ に、差別排外しているかでもある。

在日南北韓国人は、いわば日本にとって功労者なのである。現代日本人は、そのためにどれだけの血のである。現代日本人は、そのためにどれだけの血のである。現代日本人は、そのためにどれだけの血のである。

知らないからといって、少なからず外国人が日本に定住するにいたったものを邪魔者の如く切り捨てることが、人間として許されるであろうか。人間性ることが、人間として許されるであろうか。人間性の方それによって被害を受けているのは日本人といった倒錯思考を、誇り高き日本人であるなら恥を知るべきだとの思いで、この裁判を通じて風穴をわずるべきだとの思いで、この裁判を通じて風穴をわずるべきだとの思いで、この裁判を通じて風穴をわずるべきだとの思いで、この裁判を通じて風穴をわずるべきだとの思いで、この裁判を通じて風穴をわずる。

りもまず生きることを求める」しかも「人間らしくアメリカのバージニア州の人権宣言は「人間は何よで、ヨーロッパで初めての「人と市民の権利」宣言で、ヨーロッパで初めての「人と市民の権利」宣言ー七八九年八月一七~二六日のフランス憲法議会

を 主張できる。 と述べている。宗教の自由は を、日本は積極的に任務としなくてはならない。自由 はいすべてのひとに人間らしい生活を保障すること にとって裏打ちされなくてはならない。自由権は生存権 より前に生存がなくてはならない。自由権は生存権 より前に生存がなくてはならない。自由権は生存権 より前に生存がなくてはならない。自由権は生存権 より前に生存がなくてはならない。自由権は生存権 より前に生存がなくてはならない。自由 はとうないだろ を、日本は積極的に任務としなくてはならないだろ を、日本に生き、住むひとは、日本に対して生きる 権利を主張できる。

人権が尊重されるためにあることが当然の帰結でもある。民主主義の理念は人間の尊厳であり、人間の自由を尊重することである。人間を尊重することは、たば毎日食わなくてはならない。生活を保障するためには、その経済的裏打ちとして社会権を保障し、めには、その経済的裏打ちとして社会権を保障し、めには、その経済的裏打ちとして社会権を保障し、というには、その経済的裏打ちとして社会権を保険し、人間の尊厳である。

ことなくして理解することはできないであろう。 害の問題は、国家主義イデオロギーとの関連を見るに関する、多岐にわたる裁判だと認識する。人権侵害際人権規約、日本の憲法で保障されている人権侵害この裁判は、行政・国家の支配権力に対して、国

きたのである。

章たのである。

をおりまする潜在的意識的な態度をもたらしてい以来、ほとんど一〇〇年ものあいだその教化が行い以来、ほとんど一〇〇年ものあいだその教化が行い以来、ほとんど一〇〇年ものあいだその教化が行いが表

の侵略的植民地支配の歴史の正しい認識の上に立っを恥じよ、過去を返せというのではない。アジアへ私は、良心を持ち続け誇りを持つ日本人に、過去

であり、日本社会の豊かさを生むのだと言いたい。のまを清算することであり、過去を忘れないという過去を清算することであり、過去を忘れないという実を見つめるべきだ、と訴えたい。過去に何をした実を見つめるべきだ、と訴えたい。過去に何をしたて、これからの共存の歴史を構築するため冷静に現て、これからの共存の歴史を構築するため冷静に現て、これからの共存の歴史を構築するため冷静に現

人権について語るとき、日本国憲法によって呆章さ人権について語るとき、日本国憲法に対する嫌悪感の表見であり、不当性の明らかな法に対する嫌悪感の表別である。 まずるがはる矛盾を辞呈していると認識せざるをえない。かどうかを訴える裁判である。 日本国では国家主義イデオロギーが日本の意法のおける矛盾を辞呈していると認識せざるをえない。 日本国では国家主義イデオロギーが日本の意法の表別上が、この裁判において何が重要であるかの私以上が、この裁判において何が重要であるかの私以上が、この裁判において何が重要であるかの私以上が、この裁判において何が重要であるかの私以上が、この裁判において何が重要であるかの私以上が、この裁判において何が重要であるかの私

日本国では国家主義イデオロギーが日本の憲法や と強く望むのである。 日本国では国家主義イデオロギーが日本の憲法や と強く望むのである。 日本国では国家主義イデオロギーが日本の憲法や 日本国では国家主義イデオロギーが日本の憲法や

当日は急な集まりにもかかわらず52名の参加をみる超満員で、北白川バプテスト教会牧師・横川澄夫さん **の発題に続き、参加者思い思いのフリートークで進行。中盤から活発に意見が交わされ、このテーマに対す** る関心の深さを改めて感じました。なお『務局では「集会報告」を作成する予定です。 (西日本支部·和田)

守護者としての役割を果たしている。そのように見たとき本島市長狙撃の真の実行犯とは、 で天皇戦争責任に言及した議員への懲罰など――せしめた原動力であると考える。 よる一年間の「本島バッシング」の根本になり、それを全国に波及――たとえば地方議会 含めた「預タブー」がある。今回の場合でも、この菊タブーこそが自由民主党長崎県連に て凶暴な菊タブーであると思われる。 右翼一個人を「鉄砲玉」として利用した、日本社会――とりわけ国家権力――の強固にし 皇制批判に対する右翼・保守派の暴力や脅迫には「民主的」に応じることで、菊タブーの さらには警察当局も、天皇制批判の思想や言論には超法規的・強圧的に応じながら、

労働者、佐庶満夫さんと山岡強一さんを、それぞれ八四年、八六年に殺害している。 団に日常的なテロルを加え、映画「山谷――やられたらやりかえせ」の監督を務めた山谷 暴力団・金町一家が、寄せ場支配を狙って日雇全協(全国日雇労働組合協議会)山谷争議 で続けられている。現在、東京・山谷では「日本国粋会系皇賊会」を名乗る天皇主義右翼 場闘争委員会(山谷)」の闘い以来、日扇労働者が寄せ場を自らのものとする営為が各地 ト・会社員、そして日雇労働者など、全国約百八十名の会員で構成されている。 に関わろうとするものである。一九八七年四月に結成され、研究者・学生・ジャーナリス 寄せ場においては、一九七二年の「暴力手配師追放釜ヶ崎共闘会議」「悪徳業者追放現

遅れに遅れた「通信」第10号です。なんとか総会の一

事

務

局

か

5

というか、報告するほどの活動ができなかったという

シンポは学会主催なので入れましたが、これなどはも

う半年前のことなのですねえ。この件について、責任 か、ここには「越冬」の記事がありません。さすがに か月前に発行することができましたが、時期を逸した 私たち日本寄せ場学会は、研究と表現を通じて、寄せ場と寄せ場労働者の真実に具体的

翌暴力団の寄せ場支配の企図と行動が、ときに地元保守層の利害と一致し、警察の支援を って進められていることに、世論の注意を喚起する。 受け、日本社会の寄せ場差別 ――これこそ菊タブーの裏返しとして存在する――に乗っか 私たちは、山谷労働者による金町一家との聞いを強く支持する。そして全国の寄せ場で 右翼暴力団の寄せ場支配を許さないという日雇労働者の聞いを支持する。さらに、右

西日本部例会のお知らせ

根底には、様々な分野で強固に根を張る天皇制タブー、すなわち「日の丸」「君が代」も

こうした行為は常に、直接には右翼思想の体現者によって引き起こされる。しかしその

責任に言及した本島市長を狙っての銃撃とは、より具体的にいえば、天皇制を批判する自 の言論」の代表的なものとは、天皇制に対する批判である。その意味で、昭和天皇の戦争 確実な精度で、肉体的・精神的暴力が表明者に加えられる状況にある。そうした「ある種

由を撃ち抜こうとしたものである。

本島市長狙撃は、明らかに、歴史的事実とそれに基づく言論の自由へのテロルである。 たものであり、被爆地の行政首長の意見としてまったく正当なものと思われる。それゆえ し早ければ、沖縄戦や広島・長崎への原爆投下はなかった」――は、歴史的事実に合致し

一昨年十二月の本島市長発言――「天皇の戦争責任はあると思う。終戦の決断がもう少 去る一月十八日、右翼団体メンバーによって起こされた本島等長崎市長に対する銃弾テ

口に関して、私たち「日本寄せ場学会」は以下のとおり声明する。

吉

明

現代の日本社会は、ある種の言論の表明がなされるとき、まさにそのときこそ、きわめて

だが、それは決して「民主主義と言論の自由へのテロル」一般で語られるべきではない。

2 日時/4月2 (日) 午後 1 時~ 場所/京大教養部A号館ドイツ語ゼミナール室 75 - 7536

阪急河原町より 市バス 201、31番 京阪三条より 市バス11番 東海道線京都駅より 市バス 206番 いずれも 「東一条」下車す

日本寄せ場学会

した自民党、警察などの権力層を厳しく弾劾する。そして、菊タブーを踏み越える者たち と考える。私たちは、本島市長を狙撃した右翼はもちろん、狙撃を可能とする状況を醸成

いっさい許さないような社会的陣型の構築をめざしていく。

投稿を待っています。とくに東京、大阪以外の方の報

って、体裁の悪さをご勘弁ください。

告・意見・感料などをぜひ! また研究の中間発表や

問題提起にも「通信」を利用してください。

そのWと池田、國井、西川が今回の「通信」を担当し

はいにあります。

ました。次号からは國共、雑貨のふたりを担当(編集

部)とする新体制に移ります。今号は過渡的形態と思

本島市長狙撃は、寄せ場における佐篶さん、山岡さん殺害と、一本の線でつながるもの

への肉体的・精神的暴力を、

以上、声明する。

九九〇年二月十日